

令和4年10月1日から、非営利活動を行うための法人として

# 労働者協同組合を設立できます

## 労働者協同組合とは

NPO法人・企業組合・一般社団法人などとは異なる、新しい形態の法人です



## 組合の設立 (R4.10.1~)

令和4年10月1日から、**出資・経営・労働が一体で活動する**

「**労働者協同組合**」を設立し、**非営利活動**を行うことができます



## 主な特徴

- ・組合員が加入の際に組合に**出資**し、組合の事業に**従事**します
- ・組合と組合員は**労働契約**を結びます  
(組合員には最低賃金法、労働基準法などの労働法規が適用されます)
- ・組合は、**労働者派遣事業を除く事業**を行うことができます

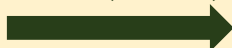
## 設立までの流れ

※NPO法人・企業組合からの組織変更が可能 (～R7.9.30)

### 創立総会



出資 (第1回)



### 設立の登記



2週間以内



### 成立の届出



組合成立

- ・地域での活動をどのような形態・組織で行えば良いか迷っている方
- ・他法人と比較して労働者協同組合の制度・特徴を知りたい方
- ・労働者協同組合の設立を検討中の方
- ・NPO法人・企業組合から労働者協同組合への移行を希望する方

⇒次ページ (裏面) の相談窓口へご相談ください

【発行元】鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用政策課 雇用戦略担当

〒680-8570 鳥取市東町1-220/電話 0857-26-7229/ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp <https://www.pref.tottori.lg.jp/296082.htm>



「労働者協同組合」という新しい形態の法人が、国の法律で制度化されました。  
組合員が自ら出資し、それぞれの意見を反映して自らが事業に従事し、労務の対価を得る制度です。  
地域づくり、介護・福祉、子育て、若者・困窮者支援など、さまざまな分野での活動が想定されています。  
この度、「労働者協同組合」の設立に向けた手続などの相談に対応する窓口を設置しましたので、ご活用  
ください（鳥取県委託事業）。

# 労働者協同組合相談窓口

のご案内

## 相談対象・内容

- ・労働者協同組合の制度・仕組みについて知りたい個人・団体の方
- ・労働者協同組合を設立したいとお考えの個人・団体の方
- ・労働者協同組合とNPO法人・企業組合との組織的な違いを知りたい個人・団体の方
- ・NPO法人・企業組合から労働者協同組合への移行をお考えの個人・団体の方
- ・取組事例や取組を実践する上での留意点等を知りたい個人・団体の方

※相談を希望される方は以下の相談窓口にご電話をお願いします。

また、相談の内容によっては、他の土業・支援機関におつなぎする場合があります

## <制度全般や設立事務等に関すること>

- 窓口設置先 鳥取県行政書士会（〒680-0845 鳥取市富安2丁目159 久本ビル5階）
- 相談対応日 平日 午前9時～午後5時（お盆期間・年末年始を除く）
- 電話番号 0857-24-2744

## <実践的な取組等に関すること>

- 窓口設置先（特非）ワーカーズコープ（〒680-0841鳥取市吉方温泉1丁目252-1）
- 相談対応日 平日 午前9時～午後5時（お盆期間・年末年始を除く）
- 電話番号 0857-30-7471

